

国及び地方公共団体の職員の育児休業に際しての公務の円滑な運営の確保に関する法律案要綱

一 目的

この法律は、国及び地方公共団体の職員が育児休業法第四条の規定による育児休業をする場合における職員の任用、臨時的任用等に関し必要な事項を定め、もって公務の円滑な運営を確保することを目的とすること。（第一条関係）

二 育児休業に伴う職員の任用等

- 1 国又は地方公共団体の任命権者は、職員が育児休業法第四条の規定による育児休業をする場合には、公務の円滑な運営に支障がないと認めるときを除き、職員の任用（臨時的任用を除く。）を適切に行うものとする。こと。（第二条第一項関係）
- 2 国及び地方公共団体の常勤の職員の定員は、1の任用が計画的に実施されることを考慮して、定められるものとする。こと。（第二条第二項関係）

三 育児休業に伴う臨時的任用

- 1 国又は地方公共団体の任命権者は、二1の任用が著しく困難であると認めるときは、二1にかかわら

ず、職員が育児休業をする期間を任用の期間として、当該職員が行う業務を処理するために必要とされる経歴、学歴、免許等に関する資格要件を有する者その他の当該職員が行う業務を適切に処理することができる者を臨時的に任用するものとする。 (第三条第一項関係)

- 2 1 の臨時的任用については、国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定及び地方公務員法第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しないこと。 (第三条第二項関係)

四 その他

- 1 この法律は、育児休業法の施行の日から施行すること。 (附則第一条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。